

新婚世帯結婚祝金のご案内

令和8年4月1日以降に婚姻又は富山県パートナーシップ宣誓制度において
パートナーシップ宣誓をした新婚世帯に結婚祝金を交付します。

交付
金額

(一世帯あたり) **3万円**

転入者に該当する場合
2万円を加算します。

※祝金は氷見商工会議所が発行する電子地域通貨の引換券をもって交付します。

転入者・・・市内に転入してから2年を経過していない人で、
転入した日の直前1年間に市内に居住していなかった人

対象者

(下記のすべてに該当する新婚世帯)

- ✓ 婚姻届の提出又は、富山県パートナーシップ宣誓制度に基づく宣誓をすること
- ✓ 婚姻日時点で新婚世帯の双方が39歳以下であり、いずれもこの結婚祝金の交付を受けていないこと
- ✓ 申請日時点で氷見市に住所を有し、同一の世帯を構成していること
- ✓ 同一人との再婚又は、再度のパートナーシップ宣誓をしていないこと
- ✓ 申請日から継続して3年以上氷見市に定住する意思があること
- ✓ 世帯員全員が市税を滞納していないこと

申請について

婚姻日(パートナーシップ宣誓日)から
1年以内に申請をお願いします。

<申請に必要な書類>

- ☐ 氷見市新婚世帯結婚祝金交付申請書(様式第1号)
- ☐ 婚姻日が確認できる書類
(婚姻日の確認できる戸籍謄本、婚姻届受理証明書、
パートナーシップ宣誓書受理証等)
- ☐ 居住履歴が確認できる書類
(転入者に該当する場合のみ)

返還について

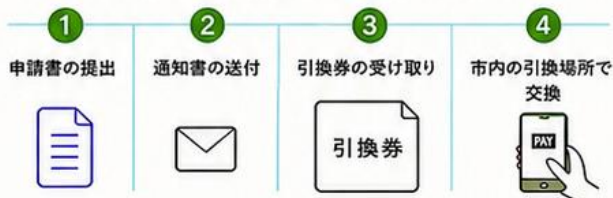
祝金の交付を受けた方で以下に該当する場合は、
祝金の返還が必要です。

- ・虚偽又はその他不正な手段により祝金の交付を受けたとき
- ・祝金の交付を受けた新婚世帯の双方が申請日から
3年以内に転出したとき

支給方法について

「氷見市新婚世帯結婚祝金引換券」を送付しますので、
引換券の有効期間内(支給決定日の翌月末まで)に
市内の引換場所へお持ちください。

<電子地域通貨の受け取りの流れ>



ご不明な点等がございましたら、下記までお問合せください。